

ふれあいバス 川島町内にも運行

第5回合併協議会が8月8日、各務原市産業文化センターで開催されました。

前回継続協議となった小委員会付託の「議会議員の定数及び任期の取扱い」については小委員会の原案どおり承認されました。また新たに提案された7議案のうち6議案が原案どおり承認され「町名、字名の変更について」は継続協議となりました。

報告事項

木曾川文化園市町合併協議委員会の変更について

川島町議会の議長改選に伴い、川島町議会選出委員の変更が報告されました。

新 尾関益男委員
旧 川瀬勝秀委員

協議項目を徐々に調整

第5・6回協議会を開催



新市建設計画策定にかかるアンケート調査について

新市建設計画策定にあたり、合併に関する住民の意向を把握するため、アンケートを実施中であることが報告されました。結果については、10月の合併協議会で報告されます。

継続協議事項

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

前回の協議会で小委員会に付託されました。小委員会の松田委員長から、「合併後、編入された区域の住民の意見を新市に反

映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用する」小委員会案が提案され、原案どおり承認されました。

協議事項

交通関係事業（コミュニティバス）の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「田川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに（仮称）川島線を新設する」

【主な意見】

- ・川島町の人が市民プールなどへも行けるよう、乗り換え場所を考えてほしい
- ・川島町から各務原市内へ通う高校生がこのバスを使って安全に通学できるといい
- ・各務原市民もバスで河川環境楽園へ行けるようになる

条例、規則等の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認されました。

「条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新

規制定、一部改正等を行うものとする」

【主な意見】

・条例や規則の中には、時代にマッチしない、陳腐化してしまつたものもある。これを機に見直したらどうか

町名、字名の変更について

専門部会から次のような提案がありました。意見が分かれたため継続協議となりました。

「川島町内の町の名称を変更する。川島町内の現行の町の名の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする」

【主な意見】

・各務原市が誕生して40年たち那加、蘇原、輪沼、稲羽の連帯感薄れ各務原市は一つだ

という感じがする。この際、旧町名は取つたらどうか

・「川島」という二文字に関しては頑固で残したい

・結婚と同じ。せつかく合併するのならば割り切つて「川島」の名前を取ればよい

・市内でも旧稲羽町は付いていないなど、さまざまである

・旧町名を付けると余分に字を書くのが不便

・地名は大事にしたい
建設関係事業（都市計画）の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認されました。

「合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに

に、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る」

【主な意見】

・都市計画は、産業構造の戦略的な変更にもつながる大問題。川島町は早く岐阜都市計画区域から抜け、各務原都市計画区域に入れるようにする

友好都市提携・国際交流事業（都市交流）の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する」

広報広聴関係事業の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認

されました。

「広報紙、ウェブサイト（ホームページ）、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する」

国民健康保険事業の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「国民健康保険料（税）の賦課業務に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする」

川島小中学校の校区は現行のまま

第6回合併協議会が9月5日、川島町公民館で開催されました。

川島町では初めての開催とあつて、会場には傍聴者が大勢詰め掛けました。

この日は、提案された8議案すべてが承認されました。また、川島町内の主要施設の視察も行われました。

協議事項

公共的団体の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認されました。

また次回以降、公共的団体の一覧を事務局から協議会へ報告することになりました。

「公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方に

川島町の議会議員に「在任」「定数」特例を適用

第5回合併協議会で、議員の定数と任期に関して「在任特例」「定数特例」を適用することが承認されました。

これで、編入される川島町の議会議員13人全員が、合併後も各務原市議会議員として任期満了（平成17年3月）まで在任します。そして任期満了に伴う選挙では、現川島町の区域に定数2名の選挙区を設けることができます。

なお、編入する側の各務原市議会議員の身分には影響ありません。

小委員会を設置し検討

第4回の合併協議会で、幹事会からこの案が提案されましたが、当事者である議員を除いたメンバーで小委員会を設置し、議論を深めるべきとのことで意見がまとまりました。そこで規約に基づき会長が委員を指名し小委員会を開催することになったものです。

7月30日、各務原市役所で開催された「議会議員の定数及び任期等に関する小委員会」では、まず委員の互選により松田之利委員長、長谷川匡一副委員長を選出。その後、編入合併による川島町議会議員の定数と任期について、次の5パターンの中からどれを選ぶのかを検討しました。なお、これ以外の選択肢はありません。

- ①地方自治法の原則（特例を使わず、議員全員が失職）
- ②合併特例法の「定数特例」を適用
- ③同「定数特例」を2回適用
- ④同「在任特例」を適用
- ⑤同「在任特例」「定数特例」を適用

検討の結果、⑤を選択し「合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の『在任特例』及び『定数特例』を適用するものとする」案を、第5回合併協議会へ提案することが決まりました。

●小委員会委員（敬称略）

（委員長）松田之利
（副委員長）長谷川匡一
（委員）星野欽夫 武藤孝子 松原史尚 小島武 菊谷彰三 村井宏行 田中露美 小森利八郎 横山勝利

ついで以下の方針により調整を行う。

- ①両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながらできる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- ②統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- ③独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる。

【主な意見】

- ・川島町商工会は当分の間、残してほしい
- ・川島町内のスポーツ団体に関しては、今までの郡内での付き合いもあるので、徐々に各務原市にシフトしていきたい
- ・公共的団体に何があるのか、何が問題なのかを具体的に挙

げてほしい

慣行の取扱いについて

- ・協議の結果、次のとおり承認されました。
- 「市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。都市景観については、両市町の現行のものを新市に継承する」

【主な意見】

- ・市の花は2つあってもいいのではないか
- ・市章には4町合併の意味もある。由来を加筆訂正するか、デザインを変えるか、どちらかを合併後に検討してほしい
- ・介護保険事業の取扱いについて協議の結果、次のとおり承認されました。
- 「介護保険料については、原

則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度は、不均一試課を実施する」

電算システム事業の取扱いについて

- ・協議の結果、次のとおり承認されました。
- 「電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとする」
- ・学校教育事業（義務教育）の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。なお、川島町の小中学校の就学区域（校区）については、現行のままとする」

社会教育事業（公民館）の取扱いについて

- ・協議の結果、次のとおり承認されました。
- 「川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については各務原市の例による。」

●表紙のことは● おすすめスポット「川島町」 思いやり橋

川島町から愛知県江南市に架かる小網橋は、幅が3メートル。両側から車が来た場合は、橋中央の待機所ですれ違えます。しかし待機できるのは乗用車で片側3台まで。強引に突っ込む車があると、途中でけんかが起きます。見かねた地元の子ども会が昭和63年、「思いやり橋」待つてく

れた人には、お礼のあいさつ」と書いた看板を設けました。以来小網橋は「思いやり橋」と呼ばれています。しかし近年、交通量が増し、橋は架け替えられることになりました。平成18年度には新橋が完成する予定で、今の橋は取り壊されます。小網橋は現在、公共広告機構の「思いやり」をテーマにしたテレビCMや新聞広告で取り上げられています。

川島町公民館主催事業は合併後5年を目処に事業の継続について調整する」

【主な意見】

- ・公民館に指導・助言ができる職員配置をお願いしたい
- ・社会教育事業（図書館）の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

- 「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例による」

社会教育事業（歴史民俗資料館）の取扱いについて

協議の結果、原案の一部を修正して、次のとおり承認されました。

「川島町ふるさと史料館」を「各務原市川島ふるさと史料館」（原案では「各務原市木曾川文化資料館」）に名称変更する。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る」

◇ ◇

協議終了後、新市建設計画の策定に関して、小委員会を設置し、その内容を検討することが確認されました。



河川環境楽園を視察する
合併協議会委員(9月5日)